

4 生活に困られている人のために

1 生活保護

問い合わせ

生活福祉課(本庁舎) 保護第一、三係 ☎0857-20-3472

保護第二、四係 ☎0857-20-3473

各総合支所市民福祉課 (裏表紙をご覧ください。)

●生活保護制度について

生活保護は、給与や年金などの収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や様々な制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした生活保護法による制度です。

4

のれ生
たて活
めいに
に困る
人ら

◎保護のしくみ

生活保護は、原則として世帯を単位として、その世帯の最低生活費と世帯員全員の収入を比較し、不足する場合にその不足分を保護費として支給するしくみです。

最低生活費……世帯構成、世帯員の年齢などにより国が定めた基準により計算された生活費
収 入……その世帯に入ってくるすべての収入（給与、賞与、年金、手当、保険金、慰謝料、養育費、仕送りなどあらゆる収入）

保護が受けられる場合

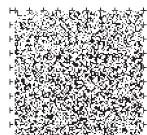
(収入が最低生活費に満たないとき)

最低生活費	
収 入	保護費

保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)

最低生活費	
収 入	



2 生活困窮者の支援

問い合わせ

中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター) ☎0857-20-4888

働きたくても働けない、住むところがないなど、困っているのにどこに相談していいか分からないときがあります。そこで、暮らしや仕事の不安について相談する窓口として、本人の状況に応じた寄り添った支援を行うことにより、困窮状況から早期に脱却できるように支援します。

●自立相談支援事業

生活困窮の相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげ、自立を支援します。

●住居確保給付金の支給

離職等により住居を失うおそれのある方で、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給します。

●家計改善支援事業

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、「家計管理に関する支援」「滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」などを実施します。

●就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な方に対し、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から支援します。

●子どもの学習支援事業

貧困の連鎖の防止に取り組むため、子どもの学習支援事業を実施します。

●一時生活支援事業

住居のない困窮者の方で、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り宿泊場所の供与等の緊急的な支援を実施します。

